

令和 8 年第 1 回臨時会

美 郷 町 議 会 議 案 等

令和 8 年 1 月 19 日 開会

令和 8 年 1 月 19 日 閉会

美 郷 町 議 会

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、下記について
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年1月19日提出

美郷町長 田中秀俊

記

1. 専決第13号 工事請負契約の変更について

工事請負契約の変更について

令和6年6月7日議案第40号をもって議決を得た、令和6年度5年災（台風6号 1号箇所）その他林道 峰地線 災害復旧工事について、下記のとおり契約を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年12月10日

美郷町長 田中秀俊

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 契約の目的 | 令和6年度 5年災（台風6号 1号箇所）
その他林道 峰地線 灾害復旧工事 |
| 2. 契約変更の理由 | 設計変更のため |
| 3. 契約変更の内容 | 現在の契約金額 79,733,431 円
今回の変更金額 276,799 円
変更後の契約金額 80,010,230 円 |
| 4. 契約の相手方 | 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代503番地1
株式会社 吉田建設産業
代表取締役 吉田 優 |



様式第2号（約款第1条関係）



工事請負変更契約書

1 工事名 令和6年度 5年災（台風6号 1号箇所）
その他林道 峰地線 災害復旧工事

2 工事場所 東臼杵郡美郷町西郷田代地内

3 工期 自 令和 6 年 6 月 7 日
至 令和 7 年 12 月 26 日

4 請負代金

増額										
減額										

うち取引に
係る消費税額

5・資材の再資源化等に関する事項

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

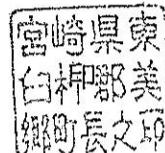
（注）建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

特記事項 この契約書は、この契約の締結に係る町議会の議決を経たときは、地方自治法
(昭和22年法律67号)第234条第5項の契約書とみなすものとする。

令和6年6月7日契約を締結した工事については、今回別冊変更図面及び仕様書
のとおり、工事の内容の変更により、前記のとおり変更契約したので、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 7 年 12 月 10 日

発注者 美郷町
美郷町長 田中秀俊



請負者 住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代503番地1
商号又は名称 株式会社吉田建設産業
代表者 氏名 代表取締役 吉田優





工期変更協議書

工事名	令和6年度5年災(台風6号 1号箇所) その他林道峰地線 災害復旧工事
工事場所	東臼杵郡美郷町西郷田代
工 期	自 令和 6 年 6 月 7 日 至 令和 7 年 9 月 30 日
変更の理由	工事箇所が集中しているため。

上記工事の工期終期を令和 7年 12月 26日までに変更したいので協議します。

令和 7 年 9 月 18 日

(発注者又は請負者)

株式会社 吉田建設産業
代表取締役 吉田 優



(請負者又は発注者)

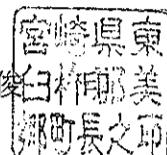
美郷町長 田中秀俊 殿

上記工事の工期の変更については承知しました。

令和 7 年 9 月 18 日

(請負者又は発注者)

美郷町長 田中秀俊

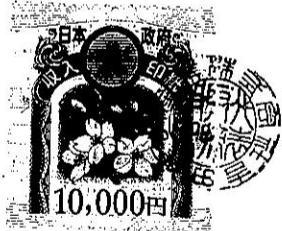


(発注者又は請負者)

株式会社 吉田建設産業
代表取締役 吉田 優 殿



様式第2号（約款第1条関係）



工事請負変更仮契約書

1 工事名 令和6年度 5年災（台風6号 1号箇所）
その他林道 峰地線 災害復旧工事

2 工事場所 東臼杵郡美郷町西郷田代地内

3 工期 自 令和 6 年 6 月 7 日
至 令和 7 年 9 月 30 日

4 請負代金

増額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
減額		¥	2	6	3	8	3	4	3	1	

うち取引に
係る消費税額

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	2	3	9	8	4	9	3	

5 資材の再資源化等に関する事項

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

（注）建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

特記事項 この契約書は、この契約の締結に係る町議会の議決を経たときは、地方自治法（昭和22年法律67号）第234条第5項の契約書とみなすものとする。

令和6年6月7日契約を締結した工事については、今回別冊変更図面及び仕様書のとおり、工事の内容の変更により、前記のとおり変更契約したので、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

本契約日 令和7年6月9日(議案第37号議決)

令和7年4月22日

発注者 美郷町
美郷町長 田中秀俊

請負者 住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代503番地1
商号又は名称 株式会社吉田建設産業
代表者 氏名 代表取締役 吉田優

議決書

議案第 37 号

工事請負契約の変更について

令和6年6月7日議案第40号をもって議決を得た、令和6年度5年災（台風6号1号箇所）その他林道 峰地線災害復旧工事について、下記のとおり契約を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月4日提出

美郷町長 田中秀俊

記

1. 契約の目的 令和6年度5年災（台風6号1号箇所）

その他林道 峰地線 災害復旧工事

2. 契約変更の理由 設計変更のため

3. 契約変更の内容 現在の契約金額 53,350,000 円

今回の変更金額 26,383,431 円

変更後の契約金額 79,733,431 円

4. 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代503番地1

株式会社 吉田建設産業

代表取締役 吉田 優

提案理由

令和6年度5年災（台風6号1号箇所）その他林道峰地線災害復旧工事について、契約金額を変更する必要が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号、及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき本案を提出する。

この写は議決書の原本と相違ない事を証明する

令和7年6月9日
美郷町議会議長 那須富重



令和7年6月9日原案可決
美郷町議会議長 那須富重
議長之印





工期変更協議書

工事名	令和6年度5年災(台風6号 1号箇所) その他林道峰地線 災害復旧工事
工事場所	東臼杵郡美郷町西郷田代
工 期	自 令和 6 年 6 月 7 日 至 令和 7 年 3 月 31 日
変更の理由	不可視部の協議に時間を要したため。

上記工事の工期終期を令和 7年 9月 30日までに変更したいので協議します。

令和 7 年 3 月 28 日

(発注者又は請負者)

株式会社 吉田建設産業
代表取締役 吉田 優



(請負者又は発注者)

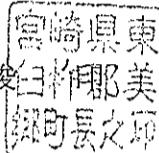
美郷町長 田中秀俊 殿

上記工事の工期の変更については承知しました。

令和 7 年 3 月 28 日

(請負者又は発注者)

美郷町長 田中秀俊



(発注者又は請負者)

株式会社 吉田建設産業
代表取締役 吉田 優 殿



宮崎県東
臼杵郡美
ノミテル
株式会社 (約款第1条関係)



工事請負仮契約書

1 工事名 令和6年度 5年災 (台風6号 1号箇所)
その他林道 峰地線 災害復旧工事

2 工事場所 東臼杵郡美郷町西郷田代地内

3 工期自 令和 6 年 6 月 7 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

4 請負代金

+	億	千	百	+	万	千	百	十	円
¥	5	3	3	5	0	0	0	0	0

[うち取引に
係る消費税額

+	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	4	8	5	0	0	0	0	0

]

5 契約保証金

+	億	千	百	+	万	千	百	十	円
¥	5	3	3	5	0	0	0	0	0

6 資材の再資源化等に関する事項 (別紙のとおり)

- (1) 分別解体等の方法
 - (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
 - (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用
- (注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町と請負者 株式会社 吉田建設産業は、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

(1) 出来形部分払いの回数 3 回以内

(2) 特約事項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

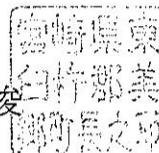
この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

本契約日令和 6 年 6 月 7 日(議案第 40 号 議決)

令和 6 年 5 月 17 日 /

美郷町

発注者 美郷町長 田中秀俊 印



請負者 住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代503番地
商号又は名称 株式会社 吉田建設産業
代表者 氏名 代表取締役 吉田 優



議決書

議案第 40 号

工事請負契約の締結について

令和 6 年 5 月 16 日に入札に付した下記工事について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年美郷町条例第 54 号)第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

1 契約の目的 令和 6 年度 5 年災(台風 6 号 1 号箇所)

その他林道 峰地線 災害復旧工事

2 契約の方法 指名競争入札

3 契約金額 53,350,000 円

(うち取引に係る消費税額 4,850,000 円)

4 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代 503 番地 1

株式会社 吉田建設産業

代表取締役 吉田 優

提案理由

令和 6 年度 5 年災(台風 6 号 1 号箇所)その他林道 峰地線
災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が 5 千万円以上であるため、本案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日原案可決
美郷町議會議長 那須富重

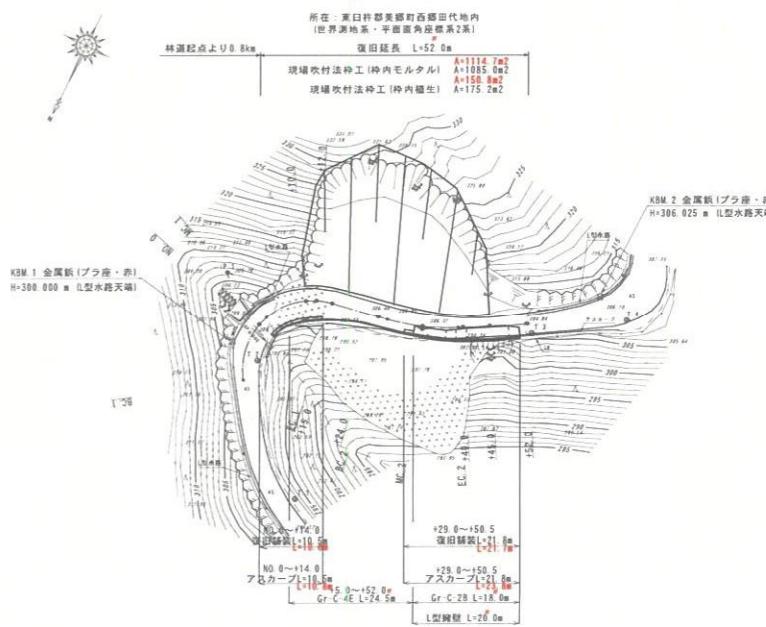
令和6年度 5年災（台風6号 1号箇所）
その他林道 峰地線 災害復旧工事

參考資料

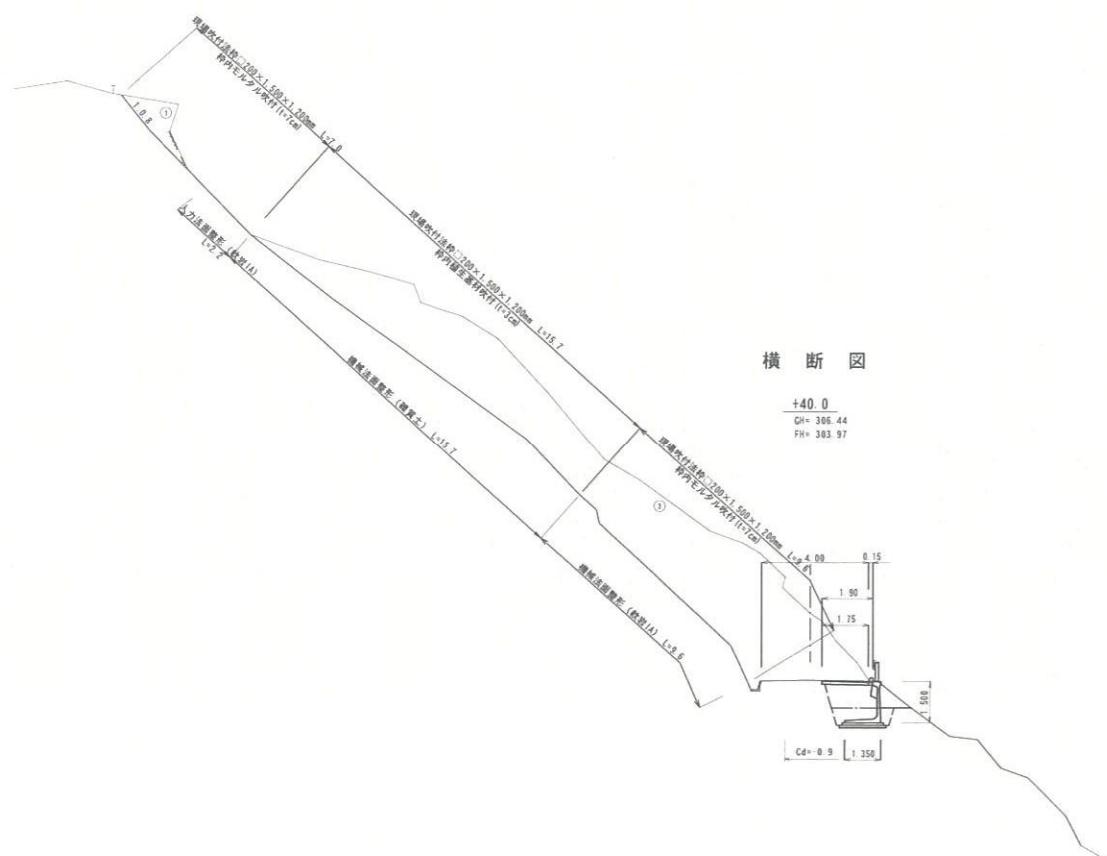
工事概要

復旧延長	$L=52.$	Om
幅 員	$W=$	$4. Om$
掘 削 工	$V=2188.$	Om^3
現場吹付法枠工	$A=1260.$	$2m^2$
擁 壁 工	$L=20.$	Om

四回半



横断図





完成

着手前及び完成写真

完成

起点側



完成

着手前及び完成写真

完成

終点側

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、下記について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年1月19日 提出

美郷町長 田中秀俊

記

1. 専決第14号／工事請負契約の変更について

工事請負契約の変更について

令和7年6月9日議案第39号をもって議決を得た、令和6年度5年災（台風10号 1号箇所）その他林道 五郎越・樅葉線 災害復旧工事について、下記のとおり契約を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年12月15日

美郷町長 田中秀俊

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 契約の目的 | 令和7年度6年災（台風10号 1号箇所）
その他林道 五郎越・樅葉線 災害復旧工事 |
| 2. 契約変更の理由 | 設計変更のため |
| 3. 契約変更の内容 | 現在の契約金額 53,130,000 円
今回の変更金額 -838,332 円
変更後の契約金額 52,291,668 円 |
| 4. 契約の相手方 | 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川814番地
株式会社 南郷開発
代表取締役 岩田 進一 |



東美印
縣都長
崎杵町
白鄉



工事請負契約書

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 工事名 | 令和7年度 6年災(台風10号 1号箇所)
その他林道 五郎越・樅葉線 災害復旧工事 |
| 2 | 工事場所 | 東臼杵郡美郷町南郷上渡川地内 |
| 3 | 工期 | 自 令和 7 年 6 月 9 日
至 令和 8 年 2 月 16 日 |

4 請負金額 減額	¥ 8 3 8 3 3 2
うち取引に 係る消費税額	¥ 7 6 2 1 2

- ## 5 資材の再資源化等に関する事項

- (1) 分別解体等の方法
 - (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
 - (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

令和 7 年 6 月 9 日 契約を締結した工事については、今回別冊変更図面及び仕様書のとおり、工事の内容の変更により、前記のとおり変更契約したので、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和7年12月15日

發注者 善郷町長 田由秀

東美印
長之郡
崎嶋縣
白杆町
俊宮

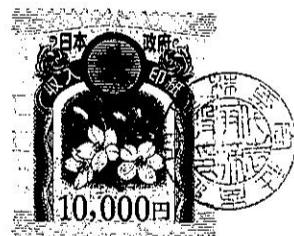
請負者 住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上
商号又は名称 株式会社 南郷開発
代表者氏名 代表取締役 岩田進一





宮崎県
東臼杵郡
美郷町長文印

宮崎県
東臼杵郡
美郷町長文印



工事請負仮契約書

1 工事名 令和7年度 6年災(台風10号、1号箇所)
その他林道 五郎越・櫻葉線 災害復旧工事

2 工事場所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川地内

3 工期 令和 7 年 6 月 9 日

至 令和 8 年 2 月 16 日

4 請負金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	5	3	1	3	0	0	0	0	0

[うち取引に
係る消費税額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	4	8	3	0	0	0	0	0	0

5 契約保証金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	5	3	1	3	0	0	0	0	0

6 資材の再資源化等に関する事項 (別紙のとおり)

- (1) 分別解体等の方法
 - (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
 - (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用
- (注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)
第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町と請負者 株式会社 南郷開発は、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

(1) 出来形部分払いの回数 3回以内

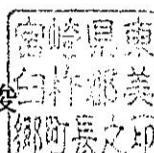
(2) 特約事項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

本契約日令和 7 年 6 月 9 日(議案第 39 号 議決)

令和 7 年 5 月 20 日

発注者 東臼杵郡美郷町長 田中秀俊



請負者 住所 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川814番地

商号又は名称 株式会社 南郷開発

代表者氏名 代表取締役 岩田進一





議案第 39 号

工事請負契約の締結について

令和 7 年 5 月 19 日に入札に付した下記工事について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年美郷町条例第 54 号)第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 4 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和 7 年度 6 年災(台風 10 号 1 号箇所)
その他林道 五郎越・樺葉線 災害復旧工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 53,130,000 円
(うち取引に係る消費税額 4,830,000 円) |
| 4 契約の相手方 | 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川 814 番地
株式会社 南郷開発
代表取締役 岩 田 進一 |

提案理由

令和 7 年度 6 年災(台風 10 号 1 号箇所)そのた林道五郎越・樺葉線災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が 5 千万円以上であるため、本案を提出する。

令和 7 年 6 月 9 日原案可決

美郷町議会議長 那須富重

この写は議決書の原本と相違ない事を証明する
令和 7 年 6 月 9 日
美郷町議会議長 那須富重



参考資料

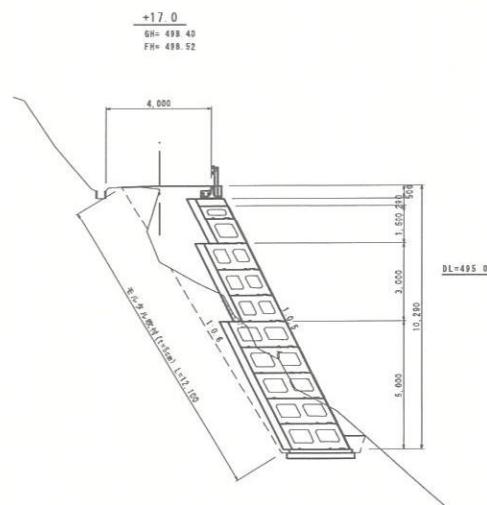
令和7年度 6年災 (台風10号 1号箇所)
その他林道 五郎越・樺葉線 災害復旧工事

工事概要

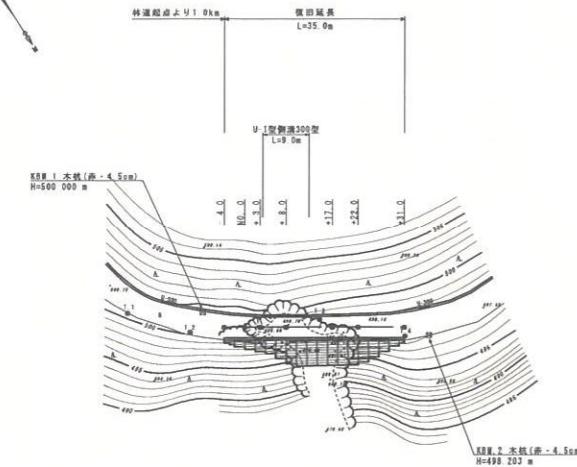
復旧延長	L=35m
幅 員	W=4.0m
掘削工	V=785.0m ³
残土処理工	V=233.0m ³
大型ブロック積工	A=238.7m ²



横断図



平面図



議案第1号

令和7年度美郷町一般会計補正予算(第6号)

令和7年度美郷町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 岁入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ89,320千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,251,462千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月19日 提出

美郷町長 田中秀俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		1, 167, 259	71, 105	1, 238, 364
	2 国庫補助金	406, 088	71, 105	477, 193
16 県支出金		1, 639, 966	10, 885	1, 650, 851
	2 県補助金	1, 406, 508	10, 885	1, 417, 393
19 繰 入 金		1, 210, 433	4, 330	1, 214, 763
	2 基金繰入金	1, 210, 131	4, 330	1, 214, 461
21 諸 収 入		214, 051	3, 000	217, 051
	5 雜 入	182, 391	3, 000	185, 391
歳 入 合 計		11, 162, 142	89, 320	11, 251, 462

2 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,809,903	14,032	1,823,935
	1 総務管理費	1,606,823	14,032	1,620,855
3 民生費		1,067,504	66,585	1,134,089
	1 社会福祉費	726,921	56,417	783,338
	2 児童福祉費	339,709	10,168	349,877
5 農林水産業費		1,011,062	5,878	1,016,940
	1 農業費	405,501	2,248	407,749
	2 林業費	604,099	3,630	607,729
6 商工費		350,787	2,825	353,612
	2 観光費	203,627	2,825	206,452
歳出	合計	11,162,142	89,320	11,251,462

令和 7 年度

美郷町一般会計補正予算

事 項 別 明 細 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	1,167,259	71,105	1,238,364
16 県支出金	1,639,966	10,885	1,650,851
19 繰入金	1,210,433	4,330	1,214,763
21 諸収入	214,051	3,000	217,051
歳入合計	11,162,142	89,320	11,251,462

(歳 出)

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
2 総務費	1,809,903	14,032	1,823,935	745	228		3,000	10,059	
3 民生費	1,067,504	66,585	1,134,089	56,160	10,657			△232	
5 農林水産業費	1,011,062	5,878	1,016,940	1,500				4,378	
6 商工費	350,787	2,825	353,612	2,700				125	
9 教育費	552,900	0	552,900	10,000				△10,000	
歳出合計	11,162,142	89,320	11,251,462	71,105	10,885		3,000	4,330	

歳 入

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

(単位:千円)

	款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
15	2	国庫支出金		1,167,259	71,105	1,238,364			
		国庫補助金		406,088	71,105	477,193			
		1 総務費国庫補助金		81,325	60,192	141,517	1 総務費補助金	60,192	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (1)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
		2 民生費国庫補助金		13,103	10,913	24,016	1 民生費補助金	10,913	1 物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金 (1)物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金 2 物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 (1)物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金
16		県支出金		1,639,966	10,885	1,650,851			
	2	県補助金		1,406,508	10,885	1,417,393			
		1 総務費県補助金		20,734	228	20,962	1 総務費補助金	228	1 土地利用規制等対策補助金 (1)土地利用規制等対策補助金 2 宮崎県地方バス路線等運行維持対策事業費補助金 (1)広域的バス路線運行費補助金
		6 商工費県補助金		12,566	10,657	23,223	1 商工費補助金	10,657	1 県・市町村連携プレミアム付商品券等発行事業費補助金 (1)県・市町村連携プレミアム付商品券等発行事業費補助金
19		繰 入 金		1,210,433	4,330	1,214,763			
	2	基金繰入金		1,210,131	4,330	1,214,461			
		1 財政調整基金繰入金		962,393	4,330	966,723	1 財政調整基金繰入金	4,330	1 財政調整基金繰入金 (1)財政調整基金繰入金
21		諸 収 入		214,051	3,000	217,051			
	5	雑 入		182,391	3,000	185,391			
		1 雜 入		182,391	3,000	185,391	1 雜 入	3,000	1 雜入 (1)CATV施設移転補償金

歲出

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
2		総務費	1,809,903	14,032	1,823,935	3,973	10,059			
1		総務管理費	1,606,823	14,032	1,620,855	3,973	10,059			
	4	企画費	523,931	1,936	525,867	県支出金 228	1,708			
						10 需用費		9	1 交通機関の充実 地域路線バス維持対策補助金	1,927 (1,927)
						18 負担金補助 及び交付金		1,927	2 企画一般経費 消耗品費（事務用品）	9 (9)
	5	電算システム管理費	324,459	746	325,205	国庫補助金 745	1			
						12 委託料		746	1 その他電算管理費 システム改修委託料	746 (746)
	6	CATVセンター運営費	70,451	11,350	81,801	その他 3,000	8,350			
						10 需用費		400	1 ケーブルテレビ運営費 電気料	11,350 (400)
						14 工事請負費		10,950	支障移転工事費	(10,950)

(一般会計)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

(単位:千円)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
3	1	民生費				特定財源	一般財源	区分	金額		
		社会福祉費	1,067,504	66,585	1,134,089	66,817	△232				
	1	社会福祉総務費	726,921	56,417	783,338	56,649	△232				
	1	高齢者福祉費	192,165	51,676	243,841	国庫補助金 41,730 県支出金 10,657	△711	10 需用費 11 役務費 12 委託料	627 1,898 49,151	1 社会福祉一般経費(町民生活) 印刷製本費 郵便料 物価高騰対策生活応援商品券給付事業委託料	51,676 (627) (1,898) (49,151)
	3	高齢者福祉費	270,087	4,741	274,828	国庫補助金 4,262	479	18 負担金補助 及び交付金	4,741	1 高齢者福祉支援費 介護サービス事業所・施設等物価高騰緊急対策事業補助金	4,741 (4,741)

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

(単位:千円)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
2	1	児童福祉費				特定財源	一般財源	区分	金額		
		児童福祉総務費	339,709	10,168	349,877	10,168					
	1	児童福祉総務費	103,854	10,168	114,022	国庫補助金 10,168		3 職員手当等 10 需用費 11 役務費 19 扶助費	100 171 57 9,840	1 物価高対応子育て応援手当支給事業 消耗品費(事務用品) 郵便料 振込手数料 物価高対応子育て応援手当 2 一般職員人件費(児童福祉総務) 時間外勤務手当	10,068 (171) (28) (29) (9,840) 100 (100)

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費
 (項) 1 農業費

(単位：千円)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
特定財源	一般財源	区分				金額				
5 農林水産業費	農業費	農業費	1,011,062	5,878	1,016,940	1,500	4,378			
1 農業費	農業振興費	農業費	405,501	2,248	407,749	1,500	748			
3 農業振興費		農業振興費	226,235	2,248	228,483	国庫補助金 1,500	748	18 負担金補助 及び交付金	2,248	1 農産物生産振興費（町単） 農産物加工物価高騰対策補助金 2,248 (2,248)

(款) 5 農林水産業費
 (項) 2 林業費

(単位：千円)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
特定財源	一般財源	区分				金額				
2 林業費	林道整備費	林業費	604,099	3,630	607,729	3,630				
3 林道整備費		林道整備費	144,435	3,630	148,065	3,630		12 委託料	130	1 林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業 測量・設計委託料 P C B 处理工事請負費 3,630 (130) (3,500)

(一般会計)

(款) 6 商工費
 (項) 2 観光費

(単位：千円)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
6	2	1				特定財源	一般財源	区分	金額	
		商工費	350,787	2,825	353,612	2,700	125			
	2	観光費	203,627	2,825	206,452	2,700	125			
		観光振興費	203,627	2,825	206,452	国庫補助金 2,700	125	12 委託料	2,825	1 美郷レイクランド管理運営費 美郷レイクランド施設管理委託料 2 南郷温泉管理運営費 南郷温泉施設管理委託料
										896 (896) 1,929 (1,929)

(一般会計)

(款) 9 教育費
 (項) 6 社会教育費

(単位：千円)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
9	6	7				特定財源	一般財源	区分	金額	
		教育費	552,900	0	552,900	10,000	△10,000			
	6	社会教育費	218,278	0	218,278	10,000	△10,000			
		学校給食施設費	76,528	0	76,528	国庫補助金 10,000	△10,000			

(一般会計)

令和 8 年第 1 回美郷町議会臨時会
(1 月臨時会)
議案第 1 号
主要事業等説明資料



Dear MISATO

DRIVE TO
MISATO



担当課	企画情報課	小事業名	交通機関の充実		予算書 ページ
会計	一般会計	事業名	地域路線バス維持対策補助金		10
予算款項目	2 総務費 1 総務管理費 4 企画費	事業費(千円)	左の財源内訳		
要求区分	現計予算の増減	1,927	県支出金	広域的バス路線運行費補助金	211
事業区分	継続事業	一般財源			1,716
法令・条例等	美郷町地域路線バス維持対策補助金交付要綱				

事業の目的・意図・効果・補正理由

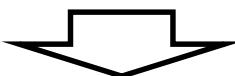
- 生活路線バス路線（道の駅とうごう～塚原・道の駅とうごう～神門）を運行する宮崎交通バスに対して運行費（欠損額の一部）を補助する。
 ○燃油価格の高騰等により、経常経費が上昇したことに伴い、補助金額の増額補正を要求する。

事業の概要（積算根拠等）

- 宮崎交通㈱が運行する生活路線バス（道の駅とうごう～塚原）（道の駅とうごう～神門）の運行に関する経費から運賃収入及び県からの補助金を控除した額を、経由市町村の対象料で算出した額に対して補助金を交付する。
 （バス年度のR06. 10～R07. 09における運行実績に対し補助）

【当初予算】地域路線バス維持対策補助金 30,447千円

路線名	経常費用	経常収益	県補助 (歳入)	運行欠損	町補助額	按分率
とうごう～塚原	26,739,698	2,983,947	4,519,134	23,691,516	13,622,622	57.50%
とうごう～温泉～塚原	18,206,435	1,394,696	6,243,664	16,762,621	9,822,896	58.60%
とうごう～神門	14,603,026	2,442,138	1,324,344	12,073,640	3,151,220	26.10%
とうごう～温泉～神門	15,157,717	1,930,647	1,637,281	13,095,648	3,850,121	29.40%
計	74,706,876	8,751,428	13,724,000	65,623,425	30,447,000	



【実績(見込)】地域路線バス維持対策補助金 32,374千円

路線名	経常費用	経常収益	県補助 (歳入)	運行欠損	町補助額	按分率
とうごう～塚原	27,902,294	2,484,284	6,387,318	25,385,860	14,596,869	57.50%
とうごう～温泉～塚原	19,002,359	1,135,947	4,596,072	17,837,091	10,452,535	58.60%
とうごう～神門	14,759,986	2,025,643	1,327,161	12,677,315	3,308,779	26.10%
とうごう～温泉～神門	15,387,861	1,662,658	1,624,583	13,661,928	4,016,607	29.40%
計	77,052,500	7,308,532	13,935,000	69,562,194	32,374,000	

【今回の補正】

◆歳出 地域路線バス維持対策補助金

$$\begin{array}{rccc} \text{実績額} & & \text{当初予算} & \\ 32,374,000 & - & 30,447,000 & = 1,927,000 \end{array} \quad \text{円}$$

◆歳入 特定財源 (県) 広域的コミュニティバス路線運行費補助金

※運行実績に基づく補正 211,000 円

担当課	企画情報課	小事業名	ケーブルテレビ運営費		予算書 ページ 10
会計	一般会計	事業名	工事請負費		
予算 款 項 目	2 総務費 1 総務管理費 6 CATVセンター運営費		左の財源内訳		
要求区分	現計予算の増減	事業費(千円) 10,950	諸収入	CATV施設移転補償金	3,000
事業区分	継続事業				
法令・ 条例等	美郷町ケーブルネットワーク施設条例		一般財源		7,950
事業の目的・意図・効果・補正理由					
宮崎県日向土木事務所及び美郷町建設課が行う工事の実施に際し町光ケーブルが支障となるため、移設工事に必要な経費を追加補正する。					
事業の概要（積算根拠等）					
<p>●事業名及び補正額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西郷小八重地区道路復旧工事に伴う光ケーブル移設工事 2,450千円 ※町道小八重・清水岳線 ・土地利用一体型水防災事業に伴う光ケーブル移設工事 8,500千円 ※西郷和田地区嵩上げ工事に伴うもの <p style="text-align: right;">計 10,950千円</p> <p>● 特定財源(諸収入) CATV施設移転補償金 3,000千円 ※土地利用一体型水防災事業</p>					

担当課	町民生活課	小事業名	物価高対応子育て応援手当支給事業	予算書 ページ
会計	一般会計	事業名	物価高対応子育て応援手当支給事業	10・11
予算款	3 民生費			
項目	2 児童福祉費	事業費(千円)	左の財源内訳	10・11
目	1 児童福祉総務費			
要求区分	新規要求	10,914	国庫支出金 物価高対応子育て応援支給事業費補助金	9,840
			国庫支出金 物価高対応子育て応援支給事務費補助金	1,073
事業区分	新規事業		一般財源	1
法令・ 条例等	物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金交付要綱			
	物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金交付要綱			

事業の目的・意図・効果・補正理由

物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国のかどもたちの健やかな成長を応援する観点から支給するもの

「「強い経済」を実現する総合経済対策」において支給が決定。

事業の概要（積算根拠等）**①支給対象者**

児童手当支給対象児童（令和7年9月30日時点）を養育する父母等

※対象児童には、令和7年10月1日以降令和8年3月31日までに生まれる新生児も含む

②給付額

こども一人当たり 一律 2万円

③予算根拠（町民生活課）**【事業費】**

・物価高対応子育て応援手当
492人（支給対象児童見込） × 2万円 = 9,840千円

【事務費】

・消耗品費（A4用紙、インク代等） 171千円

・役務費（通信運搬費） 28千円

・役務費（手数料） 29千円

④予算根拠（関係課）

（企画情報課予算計上）

【事務費】

・システム改修委託費 746千円
※財源※ 子育て応援手当支給事務費補助金 745千円

（総務課予算計上）

【事務費】

・一般職員人件費（児童福祉総務） 100千円
※財源※ 子育て応援手当支給事務費補助金 100千円

担当課	建設課	小事業名	林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業	予算書 ページ
会計	一般会計	事業名	林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業	
予算款	5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳	12
項目	2 林業費			
	3 林道整備費			
要求区分	現計予算の増減	3,630		
事業区分	継続事業		一般財源	3,630
法令・条例等	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法			

事業の目的・意図・効果・補正理由

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、令和8年度末の処理期限までに、確実かつ適正な処理を実施する。

事業の概要（積算根拠等）

林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業

物価高騰による委託料及び工事請負費の不足分

単位：千円

路線名	橋梁名	事業費	事業費内訳	
			委託料	工事請負費
鳥の巣線	鳥の巣新橋	現予算	24,000	3,500 20,500
		補正額	3,630	130 3,500
合 計		27,630	3,630	24,000

担当課	教育課	小事業名	美郷町給食施設運営管理費	予算書 ページ
会計	一般会計	事業名	物価高騰支援学校給食費無償化事業	
予算款	9 教育費			14
項目	6 社会教育費	事業費(千円)	左の財源内訳	
要求区分	現計予算の増減	13,275	国庫支出金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	10,000
事業区分	継続事業		県支出金 医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金	228
法令・条例等	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱		一般財源	3,047

事業の目的・意図・効果・補正理由

幼稚園及び義務教育学校については、令和2年度より給食費を無償化しているが、物価高騰の影響を受け給食食材費等が値上がりする中、本交付金を活用することで、引き続き安心・安全な給食を無償で提供することができ、子育て世帯の支援及び経済的負担軽減を図ることができる。

事業の概要（積算根拠等）

町立幼稚園（3園）及び義務教育学校（3校）の園児・児童・生徒の給食費に対して交付金を充当する（教職員分は除く）。

令和7年度 給食費（年間199食）

幼稚園児 : 240 円 × 29 名 × 199 食 = 1,385,040 円

前期課程（小学生） : 240 円 × 148 名 × 199 食 = 7,068,480 円

後期課程（中学生） : 285 円 × 85 名 × 199 食 = 4,820,775 円

合計 13,274,295 円

※ 歳出は当初予算で計上済み

歳入のうち、県支出金は別途申請・交付済